

第19回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和6年12月25日(水曜日)

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|---|----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 報告第43号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係る
あっせん委員の指名について | 4件 |
| 第 5 | 報告第44号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について | 4件 |
| 第 6 | 議案第90号 農用地の賃貸借に係る合意解約について | 3件 |
| 第 7 | 議案第91号 現況証明願について | 2件 |
| 第 8 | 議案第92号 農地法第3条の規定による許可申請について | 2件 |
| 第 9 | 議案第93号 農用地の買入協議に係る要請について | 3件 |
| 第10 | 議案第94号 農用地利用集積計画の作成の要請について | 9件 |
| 第11 | 議案第95号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について | |

○出席委員(12名)

- | | | | | | |
|-----|---------|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 平山 正志 君 | 2番 | 澁谷 洋 君 | 3番 | 大泉 義明 君 |
| 6番 | 渡邊 裕義 君 | 8番 | 舟山 珠代 君 | 9番 | 津野 斉 君 |
| 10番 | 甲斐やす子 君 | 12番 | 山本 政弘 君 | 13番 | 熊谷 英二 君 |
| 14番 | 嶋中 勝 君 | 15番 | 遠藤 聡 君 | 16番 | 佐藤 徳市 君 |

○議事参与の制限を受けた委員(2名)

- 番 ●● ●● 君 ●番 ●● ●● 君

○欠席委員(4名)

- | | | | | | |
|-----|---------|----|---------|----|---------|
| 4番 | 小野寺典男 君 | 5番 | 佐藤 松喜 君 | 7番 | 森田 享子 君 |
| 11番 | 笛木 眞一 君 | | | | |

○その他出席者

- | | | | |
|------|---------|-------|---------|
| 事務局長 | 村山 尚 君 | 事務局次長 | 小幡 裕也 君 |
| 振興係長 | 工藤 理恵 君 | 農地係長 | 青島 雅明 君 |
| 主任 | 湊谷 沙紀 君 | | |

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 只今から第19回標茶町農業委員会総会を開会いたします。

只今の出席委員は12名、欠席4名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。

(午前10時12分開会)

◎開会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長(佐藤徳市君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

13番・熊谷君 14番・嶋中君

を指名いたします。

◎会期の決定について

○会長(佐藤徳市君) 日程第2。会期決定を議題といたします。

第19回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りといたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎会務報告

○会長(佐藤徳市君) 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配付のとおりであります。

◎報告第43号

○会長(佐藤徳市君) 日程第4。報告第43号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容4件を議題といたします。

お諮り致します。

番号1から番号4まで内容4件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号4まで内容4件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長(青島雅明君) はい。

報告第43号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について
農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は別紙のとおり4件となっております。

番号1

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん

申出面積 13.3h a

指名年月日 令和6年11月6日

申出の種類 売買

指名あっせん委員は、平山委員、大泉委員、佐藤松喜委員、笛木委員。

番号2

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん

申出面積 14.0h a

指名年月日 令和6年11月27日

申出の種類 売買

指名あっせん委員は、渡邊委員、森田委員、嶋中委員。

番号3

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん

申出面積 36.4h a

指名年月日 令和6年11月27日

申出の種類 売買

指名あっせん委員は、平山委員、大泉委員、佐藤松喜委員、笛木委員。

番号4

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん

申出面積 31.1h a

指名年月日 令和6年11月28日

申出の種類 売買

指名あっせん委員は、平山委員、大泉委員、佐藤松喜委員、笛木委員。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1から番号4まで内容4件について、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。
原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号4まで内容4件については報告のとおり承認されました。
以上をもって、報告第43号、内容4件は報告のとおり承認されました。

◎報告第44号

○会長(佐藤徳市君) 日程第5。報告第44号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、
内容4件を議題といたします。

番号1を議題といたします。
事務局より内容説明させます。
農地係長青島君。

○農地係長(青島雅明君) はい。

報告第44号について説明させていただきます。
農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。
別紙のとおり4件となっております。

番号1

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●さん

あっせん委員長 平山委員

あっせん委員 大泉委員、佐藤松喜委員、笛木委員

報告年月日 令和6年12月4日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字上多和原野東1線64-3

現況地目 畑

面積 16,683㎡外15筆、合計面積は311,238.46㎡

価格 12,906,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は資金借入

なお番号1につきましてはあっせん委員長であります平山委員より報告をお願いいたします。

○会長(佐藤徳市君) 1番・平山君。

○1番(平山正志君) 1番、平山です。

報告第44号、番号1について報告いたします。

令和6年12月4日に大泉委員、佐藤松喜委員、笛木委員と私、事務局より青島係長で第1回あっせん委員会を開催しました。

本件は、農地保有合理化事業により公益財団法人北海道農業公社の取得した農地を、●●●●さんが、今年度公社より売渡を受ける案件となっております。

内容については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、1番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は報告のとおり承認されました。

続きまして、番号2を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号2

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●さん

あっせん委員長 佐藤松喜委員

あっせん委員 平山委員、大泉委員、渡邊委員、笛木委員

報告年月日 令和6年12月5日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

当該あっせん案件は譲渡申出があり上記あっせん委員が指名され、第1回あっせん委員会を開催し土地の価格を算定し譲渡人より了承を得て、第2回あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係の調整を実施した結果、公益財団法人北海道農業公社が買い取り、認定を受けた者の経営が安定するまでの間、一時貸付した後売渡すこととなりましたので、報告いたします。

土地の所在 字虹別原野399-1

現況地目 畑

面積 28,329㎡外3筆、合計面積 142,404㎡

価格 9,815,000円

一時貸付予定者は●●●●さん

続きまして

土地の所在 字虹別原野58線156-1

現況地目 畑

面積 48,780㎡

価格 3,410,000円

一時貸付予定者は●●●●さん

なお番号2につきましてはあっせん委員であります平山委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 1 番・平山君。

○1 番（平山正志君） 1 番、平山です。

報告第 4 4 号 番号 2 について報告いたします。

令和 6 年 1 0 月 1 9 日に大泉委員、大泉委員、佐藤松喜委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行いました。

申出者に土地の価格を提示したところ譲渡の承諾を得ました。

令和 6 年 1 2 月 5 日に上虹別コミュニティセンターにおいて第 2 回あっせん委員会を開催し、買受希望者を調整したところ●●●●さん、●●●●さんに決定しましたが、申出者より公益財団法人北海道農業公社による農地保有合理化事業の実施の要望がありました。

詳細については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号 2 について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、1 番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 2 については報告のとおり承認されました。

続きまして、番号 3 を議題といたします。

なお、●番・●●君は農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（●● ●●君退席）

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号 3

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●さん

あっせん委員長 熊谷委員

あっせん委員 大泉委員、渡邊委員、甲斐委員

報告年月日 令和 6 年 1 2 月 9 日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

当該あっせん案件は譲渡申出があり上記あっせん委員が指名され、第 1 回あっせん委員会を開催し土地の価格を算定し譲渡人より了承を得て、第 2 回あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係の調整を実施した結果、公益財団法人北海道農業公社が買い取り、認定を受けた者の経営が安定す

るまでの間、一時貸付した後売渡すこととなりましたので、報告いたします。

土地の所在 字オソツベツ 4 0 9 - 3

現況地目 畑

面積 6,344㎡外 9 筆、合計面積は209,280㎡

価格 10,975,000円

一時貸付予定者は●●●●さん

続きまして

土地の所在 字上オソツベツ原野143

現況地目 畑

面積 17,161㎡他 2 筆、合計面積は37,516㎡

価格 1,121,000円

一時貸付予定者は●●●●さん

続きまして

土地の所在 字上オソツベツ原野基線47-1

現況地目 畑

面積 9,641㎡他 5 筆、合計面積は114,325㎡

価格 3,349,000円

一時貸付予定者は●●●●さん

なお番号3につきましてはあっせん委員長であります熊谷委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 1 3 番・熊谷君。

○1 3 番（熊谷英二君） 1 3 番、熊谷です。

報告第4 4 号 番号3について報告いたします。

令和6年1 1 月1 3 日に大泉委員、渡邊委員、甲斐委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行いました。

申出者に土地の価格を提示したところ譲渡の承諾を得ました。

令和6年1 2 月9日に大泉委員、渡邊委員、甲斐委員と私、事務局より青島係長で上御卒別保健福祉会館において第2回あっせん委員会を開催し、買受希望者を調整したところ●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんに決定しましたが、申出人より公益財団法人北海道農業公社による農地保有合理化事業の実施の要望がありました。

詳細については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、1 3 番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については報告のとおり承認されました。

（●● ●●君復席）

続きまして、番号4を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号4

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●さん

あっせん委員長 平山委員

あっせん委員 大泉委員、佐藤松喜委員、笛木委員

報告年月日 令和6年12月12日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

当該あっせん案件は譲渡申出があり上記あっせん委員が指名され、第1回あっせん委員会を開催し土地の価格を算定し譲渡人より了承を得て、第2回あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係の調整を実施した結果、公益財団法人北海道農業公社が買い取り、認定を受けた者の経営が安定するまでの間、一時貸付した後売渡すこととなりましたので、報告いたします。

土地の所在 字虹別原野118-8

現況地目 畑

面積 71,199㎡

価格 4,548,000円

一時貸付予定者は●●●●さん

続きまして

土地の所在 字虹別原野118-9

現況地目 畑

面積 48,780㎡他2筆、合計面積は50,252㎡

価格 3,333,000円

一時貸付予定者は●●●●さん

続きまして

土地の所在 字虹別原野945-2

現況地目 畑

面積 10,000㎡

価格 661,000円

一時貸付予定者は●●●●さん

なお番号4につきましてはあっせん委員長であります平山委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 1番・平山君。

○1番（平山正志君）1番、平山です。

報告第44号 番号4について報告いたします。

令和6年11月13日に大泉委員、佐藤松喜委員、笛木委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行いました。

申出者に土地の価格を提示したところ譲渡の承諾を得ました。

令和6年12月12日に大泉委員、佐藤松喜委員、笛木委員と私、事務局より青島係長で萩野集会所において第2回あっせん委員会を開催し、買受希望者を調整したところ●●●●さん、●●●●●さん、●●●●●さんに決定しましたが、申出人より公益財団法人北海道農業公社による農地保有合理化事業の実施の要望がありました。

詳細については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号4について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、1番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4については報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第44号、内容4件は報告のとおり承認されました。

◎議案第90号

○会長（佐藤徳市君） 日程第6。議案第90号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容3件を議題と致します。

お諮りいたします。

番号1から番号2まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長 工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第90号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があった下記の件について、議決を求めるものであります。

合意解約の通知があった土地の表示は、別紙のとおり3件となっております。

番号1

賃借人、●●●●、●●●●さん。

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字虹別原野118-8

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、71,199㎡

設定内容、賃貸借。

契約年月日、平成27年6月1日。

契約期間、平成27年6月1日から令和7年5月31日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和6年10月22日となっております。

なお、番号2については、賃貸人、設定内容、賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期が番号1と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号2

賃借人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字虹別原野118-9

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、48,780㎡

契約年月日、令和6年6月28日。

契約期間、令和6年6月28日から令和16年6月27日まで。

なお、番号1から番号2については、あっせん案件のため、あらためての調査はおこなっておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件については原案可決されました。

続きまして番号3を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君）はい。

番号3

賃借人、●●●●、●●●●さん。

賃貸人、●●●●、●●●●さん

土地の表示、字虹別原野290-1

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、36,074㎡外9筆、合計面積は191,765㎡

設定内容、賃貸借。

契約年月日、平成28年2月8日。

契約期間、平成28年2月8日から令和7年11月24日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和6年11月25日となっております。

なお、番号3については、あっせん案件のため、あらためての調査はおこなっておりません。
以上です。

○会長（佐藤徳市君）以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

以上をもって、議案第90号、内容3件は報告のとおり承認されました。

◎議案第91号

○会長（佐藤徳市君）日程第7。議案第91号、現況証明願について、内容2件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君）はい。

議案第91号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり2件となっております。

番号 1

土地の所在、字虹別原野 1 1 8 - 7

登記簿地目、畑

現況、農地、採草放牧地以外

農地区分、一般民有地

利用状況、雑種地

面積、3,625m²

所有者名、●●●●ん

申請者名、●●●●さん

調査委員は、平山委員、大泉委員、佐藤松喜委員、笛木委員

調査年月日、令和 6 年 1 1 月 1 3 日

なお、調査結果につきましては、大泉委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 3 番・大泉君。

○3 番（大泉義明君） 3 番、大泉です。

議案第 9 1 号、番号 1 について報告いたします。

令和 6 年 1 1 月 1 3 日に平山委員、佐藤松喜委員、笛木委員と私、事務局より青島係長と現地調査をしてまいりました。

資料の 1 ページから 2 ページをご覧ください。

当該地の現況は、雑種地となっており、隣接農地とはっきりと分けられておりました。以上のことから、この土地は農地・採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、3 番、大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 については原案可決されました。

続きまして番号 2 を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号 2

土地の所在、字上オソツベツ原野基線 4 9 - 1

登記簿地目、畑

現況、農地、採草放牧地以外

農地区分、一般民有地

利用状況、宅地

面積、15,505㎡

所有者名、●●●●さん

申請者名、●●●●さん

調査委員は、大泉委員、渡邊委員、甲斐委員、熊谷委員

調査年月日、令和6年11月13日

なお、調査結果につきましては、熊谷委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 13番・熊谷君。

○1番（熊谷英二君）13番、熊谷です。

議案第91号、番号2について報告いたします。

令和6年11月13日に大泉委員、渡邊委員、甲斐委員と私、事務局より青島係長と現地調査を
してまいりました。

資料の3ページから4ページをご覧ください。

当該地の現況は、宅地となっており、隣接農地とはっきりと分けられておりました。以上のこ
とから、この土地は農地・採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、
13番、熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第91号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第92号

○会長（佐藤徳市君） 日程第8。議案第92号、農地法第3条の規定による許可申請について、
内容2件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第92号について説明させていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり2件であります。

番号1

譲渡人、●●●●、●●●●さん

譲受人、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字ルルラン105-1

地目、登記簿、現況ともに畑

面積47,386㎡外3筆、合計面積は114,086㎡。

契約の種類、売買

譲渡人 相手方の希望による、譲受人 経営規模拡大のため

資金調達の方法及び価格 自己資金 2,233,404円

譲受人 世帯員2名

譲受人 畑541,065㎡うち借入地387,575㎡。

経営状況につきましては、説明を省略させていただきます。

なお、調査結果につきましては甲斐委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君）10番・甲斐君。

○10番（甲斐やす子君）10番、甲斐です。

議案第92号、番号1について報告いたします。

12月2日に現地調査を行ってまいりました。

この売買契約については、●●●●さんは相手方要望により農地を譲渡し、●●●●さんは経営規模拡大のため、今回の申請となりました。

申請地を取得する●●●●さんについては、農地法第3条の許可要件を満たしており、許可については問題がないと判断いたします。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君）以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました10番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号2。

譲渡人、●●●●、●●●●さん。

譲受人、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字虹別原野118-1

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積71,371㎡

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人、相手方の希望による、譲受人、経営規模拡大のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金で2,093,660円。

譲受人 構成員2名

農地、4,122,410㎡うち借入地1,721,039㎡。

経営の状況については、説明を省略させていただきます。

なお、笛木委員に調査を依頼しておりましたが、本日は欠席しておりますので、届いております調査報告を基に代わりに事務局より報告させていただきます。

議案第92号 番号2について報告いたします。

12月4日に現地調査を行いました。

許可を受けようとする土地の表示および状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人の●●●●さんは相手側の希望により、譲受人の●●●●さんは、経営規模拡大のため今回の申請となりました。

申請地を取得する●●●●さんについては、農地法第3条の許可要件を満たしており、許可については問題がないと判断いたします。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました11番・笛木君の代理報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第92号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第93号

○会長（佐藤徳市君） 日程第9。議案第93号、農用地の買入協議に係る要請について、内容3件を議題といたします。

お諮りいたします。

番号1から番号3まで内容3件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号3まで内容3件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第93号について説明させていただきます。

農用地の買入協議に係る要請について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整申出のあった下記の農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が特に必要と認められるので、同法第16条第1項の規定に基づき、標茶町長に買入協議の要請をすることについて議決を求めるものであります。

所有権移転に係る利用調整申出のあった農用地は別紙のとおり3件であります。

番号1

利用調整申出者、●●●●、●●●●さん。

申出を受けた年月日、令和6年10月1日。

土地の所在、字虹別原野399-1。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積28,329㎡外4筆、合計面積は191,184㎡。

続きまして、

番号2

利用調整申出者、●●●●、●●●●さん。

申出を受けた年月日、令和6年10月23日。

土地の所在、字オソツベツ409-3

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積6,344㎡外18筆、合計面積は361,121㎡。

続きまして、

番号3

利用調整申出者、●●●●、●●●●さん。

申出を受けた年月日、令和6年10月23日。

土地の所在、字虹別原野118-8

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積71,199㎡外4筆、合計面積は131,451㎡。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1から番号3について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号3については原案可決されました。

以上をもって、議案第93号、内容3件は原案可決されました。

◎議案第94号

○会長（佐藤徳市君） 日程第10。議案第94号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容9件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長 工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第94号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり9件となっております。

番号1

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字上多和原野東1線64-3

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、16,683㎡外15筆、合計面積311,238.46㎡

利用権設定等の種類、所有権の移転

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地及び施設用地

成立する法律関係、売買

所有権移転の期間、令和6年12月27日

対価の支払い期限、令和7年3月31日

土地の引渡時期、対価の支払日

価格は、12,906,000円

支払方法は指定口座振込みとなっております。

なお、番号1は、あっせん案件でありますのであらためての調査はおこなっておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続きまして番号2を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号2

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字虹別原野17-1

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、49,243㎡外23筆、合計面積677,893㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定

利用権設定等の内容、普通畑

成立する法律関係、賃貸借

利用権の期間、令和6年12月30日から令和16年12月29日

土地の引渡時期、令和6年12月30日

金額は、年間100円

支払方法は毎年11月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号2については笛木委員に調査を依頼しておりましたが、本日は欠席しておりますので、届いております調査報告を基に代わりに事務局より報告させていただきます。

議案第94号、番号2について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、12月15日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で笛木委員の代理報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました11番・笛木君の代理報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続きまして番号3を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号3

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、宇阿歴内原野南2線158-2の内

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、13,633㎡外3筆、合計面積57,797㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定

利用権設定等の内容、普通畑

成立する法律関係、賃貸借

利用権の期間、令和6年12月27日から令和16年12月26日

土地の引渡時期、令和6年12月27日

金額は、年間144,955円

支払方法は毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

以上です。

なお、番号3については津野委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 9番・津野君。

○9番（津野斉君） 9番、津野です。

議案第94号、番号3について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、12月19日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました9番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

続きまして番号4を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長(工藤理恵君) はい。

番号4

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字塘路原野北8線101-1の内

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、2,947㎡外1筆、合計面積4,081㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定

利用権設定等の内容、普通畑

成立する法律関係、賃貸借

利用権の期間、令和6年12月30日から令和11年4月25日

土地の引渡時期、令和6年12月30日

金額は、年間12,243円

支払方法は毎年9月末日までに指定口座振込みとなっております。

以上です。

なお、番号4については遠藤委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長(佐藤徳市君) 15番・遠藤君。

○15番(遠藤聡君) 15番、遠藤です。

議案第94号、番号4について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、12月13日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました15番・遠藤君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4については原案可決されました。

続きまして番号5を議題といたします。

なお、●番・●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（●●●●君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号5

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字阿歴内原野南5線156-1の内

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、9,804㎡外2筆、合計面積38,646㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定

利用権設定等の内容、普通畑

成立する法律関係、賃貸借

利用権の期間、令和6年12月27日から令和11年12月27日

土地の引渡時期、令和6年12月27日

金額は、年間123,667円

支払方法は毎年11月末日までに指定口座振込みとなっております。

以上です。

なお、番号4については遠藤委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

議案第94号、番号5について報告します。

事務局より調査依頼があり、12月13日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手側の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました15番、遠藤君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号5については原案可決されました。

（●●●●君復席）

続いて番号6を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

番号6

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字阿歴内原野南3線157-1の内

地目、登記簿牧場、現況畑。

面積、18,678㎡外21筆、合計面積241,060㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定

利用権設定等の内容、普通畑

成立する法律関係、賃貸借

利用権の期間、令和6年12月27日から令和9年12月26日

土地の引渡時期、令和6年12月27日

金額は、年間771,392円

支払方法は毎年11月末日までに指定口座振込みとなっております。

以上です。

なお、番号6については遠藤委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 15番・遠藤君。

○15番（遠藤聡君） 15番、遠藤です。

議案第94号、番号6について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、12月13日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました15番・遠藤君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号6については原案可決されました。

続きまして番号7を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号7

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字クチョロ原野北10線16-3

地目、登記簿原野、現況畑。

面積、89,901㎡外1筆、合計面積177,149㎡

利用権設定等の種類、使用賃借権の設定

利用権設定等の内容、普通畑

成立する法律関係、使用賃借

利用権の期間、令和6年12月27日から令和16年12月26日

土地の引渡時期、令和6年12月27日

金額は無償。

支払方法はなしとなっております。

以上です。

なお、番号7については熊谷委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 13番・熊谷君。

○13番（熊谷英二君） 13番、熊谷です。

議案第94号、番号7について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、12月13日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の使用貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、後継者へ農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました13番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号7については原案可決されました。

続きまして番号8を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号8

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字チャンベツ28

地目、登記簿牧場、現況畑。

面積、15,207㎡外60筆、合計面積899,457㎡

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地

成立する法律関係、使用貸借

利用権の期間、令和7年1月1日から令和16年12月31日

土地の引渡時期、令和7年1月1日

金額は無償。

支払方法はなしとなっております。

以上です。

なお、番号8については甲斐委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 10番・甲斐君。

○10番（甲斐やす子君）10番、甲斐です。

議案第94号、番号8について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、12月16日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の使用貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、後継者へ農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました10番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号8については原案可決されました。

続きまして番号9を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号9

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字阿歴内2-1

地目、登記簿牧場、現況畑。

面積、53,196㎡外4筆、合計面積126,895㎡

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定

利用権設定等の内容、普通畑

成立する法律関係、使用貸借

利用権の期間、令和7年1月1日から令和16年12月31日

土地の引渡時期、令和7年1月1日

金額は無償。

支払方法はなしとなっております。

以上です。

なお、番号9については津野委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 9番・津野君。

○9番（津野斉君）9番、津野です。

議案第94号、番号9について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、12月16日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の使用貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、後継者へ農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました9番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号9については原案可決されました。

以上をもって、議案第94号、内容9件については原案可決されました。

◎議案第95号

○会長（佐藤徳市君） 日程第11。議案第95号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを議題と致します。

事務局より内容説明致します。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第95号について説明させていただきます。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、全国農業委員会会長代表者集会において決議

された「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議」の趣旨に則り、綱紀粛正の徹底を図るため、下記のとおり決議することについて議決を求めるものであります。

議決を求める内容は別紙のとおりとなっております。

本議案につきましては、公的機関である農業委員として、その職務遂行にあたり、法令遵守する姿勢を明文化して取り組んでいくことに、申し合わせ決議を行うこととなっております。

決議する内容につきましては、こちらに記載している内容のとおりとなっております。

読み上げますので、農業委員の皆様には、決議内容にご賛同いただき、今後の農業委員会活動を行っていくにあたり、申し合わせ内容のご審議を行っていただくものと致します。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議。

私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公平さを確保すること。

2. 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和6年12月25日。

標茶町農業委員会。

なお、本申し合わせ決議は、毎年総会にて決議し、継続して取り組んでいくものとなります。以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第95号は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐藤 徳市君） これをもちまして、第19回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

第19回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

（午前11時14分閉会）